

行政減量・効率化有識者会議 参考資料

(独立行政法人日本貿易保険)

平成20年6月25日
経済産業省

産業構造審議会 貿易経済協力分科会
貿易保険小委員会
中間とりまとめ（案）

—今後の貿易保険制度の在り方について—

平成20年6月20日
産業構造審議会 貿易経済協力分科会
貿易保険小委員会

平成20年6月20日

1. はじめに

貿易保険は、我が国企業の貿易・投資に関して、戦争や為替取引の制限といった通常の保険では負担できないリスクを、国の信用力や交渉力に基づき長期間に亘る収支相償を前提にカバーするものである。

貿易立国である我が国企業の貿易・投資における国際競争力の維持・強化に加えて、最近では、石油や鉱物資源等の資源の安定供給の確保や、地球環境問題に対応した我が国の環境・省エネ技術の海外展開など、貿易保険は国の政策ツールとして益々重要な役割を期待されており、国家戦略と一体となった運営が不可欠となっている。

貿易保険の実施体制については、経済環境の変化等に対応し、そのサービスを効率的かつ効果的に実施するため、平成13年4月に、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）が創設され、国からその実施部門が移管された。日本貿易保険では、民間からの中途採用等により職員の専門性を高めるとともに、企業会計原則の導入や会計監査等の企業的経営手法の導入により業務運営の改善を図ることで、サービスや効率性の向上を進めてきたところである。

平成19年12月、独立行政法人全体について見直しが行われた結果、「独立行政法人整理合理化計画」において、日本貿易保険については、「経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する」ことが決定された。株式会社化により経営の自由度を高めることなどを通じて、政策的効果をさらに発揮しつつ、サービスや効率性の向上を図ることとなるよう、新しい組織の在り方を具体的に検討することとされている。

また、平成17年4月より、貿易保険への民間保険会社の参入が開始され、これまでに先進国向けの短期取引分野等を中心に民間事業者による保険サービスの提供が拡大しつつある。平成18年6月に施行された「行政改革推進法^(※)」では、民間参入の一層の促進を進めるとともに、関連する制度の改正について、平成20年度末までを目途に検討することとされている。

(※) 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

こうした状況下、産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会（佐々木幹夫委員長）では、本年4月より、貿易保険制度の意義及び貿易保険を巡る環境変化を踏まえ、今後の貿易保険制度の在り方について総合的に検討を行うこととし、これまでに、民間事業者（民間保険会社、ユーザー業界）からのヒアリングの実施も含め、有識者委員14名によって集中的な議論を行ってきた。その結果、政策的効果をさらに発揮しつつ、サービスや効率性の向上を図る観点から、今後の貿易保険制度の在り方について、以下のとおり中間とりまとめを行ったところである。

2. 貿易保険制度の意義と環境変化

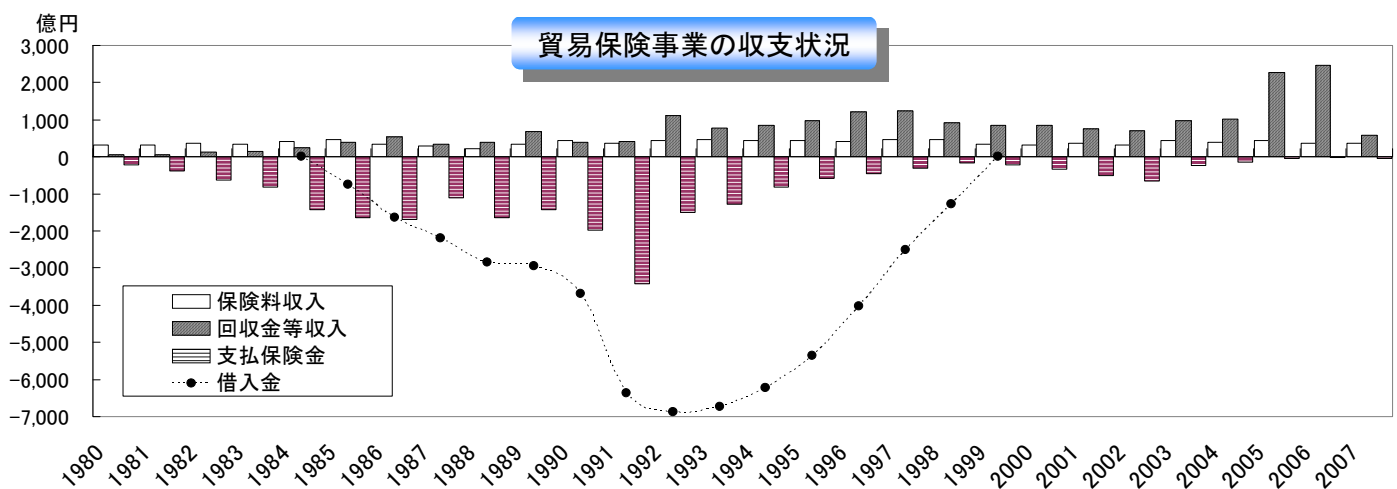
（我が国の貿易保険制度の概要と意義）

貿易保険は、「外国貿易その他の対外取引において生ずる為替取引の制限その他通常の保険によって救済することができない危険（貿易保険法第1条）」を負担するものであり、我が国企業の国際競争力の確保や、我が国経済の発展に必要な資源の確保の上で必要不可欠な制度である。

貿易保険の事業運営は、民間事業者からの保険料収入により賄われているが、保険金支払い後の債権回収は、当該リスクの性格上、主にパリクラブ（主要債権国会議）等の政府間交渉の場を通じて、かつ、長期間に亘るという性格を有している。このように、支払保険金と保険料・回収金について「長期間での収支相償」が図られているが、その間の制度の維持には、国の信用力と交渉力が不可欠となっている。

欧米をはじめ各国においても、通商政策等を実施する上で、こうしたリスクの性格にも鑑み、最終的に国がリスクを負担する仕組みを構築している。

図1. 貿易保険事業の収支状況



(注1) 現金ベース。保険料収入は返還保険料を控除した後の金額。
(注2) 2007年度は決算前の暫定値。

(資料) 第1回 貿易保険小委員会 資料3

図2. 過去の保険事故案件

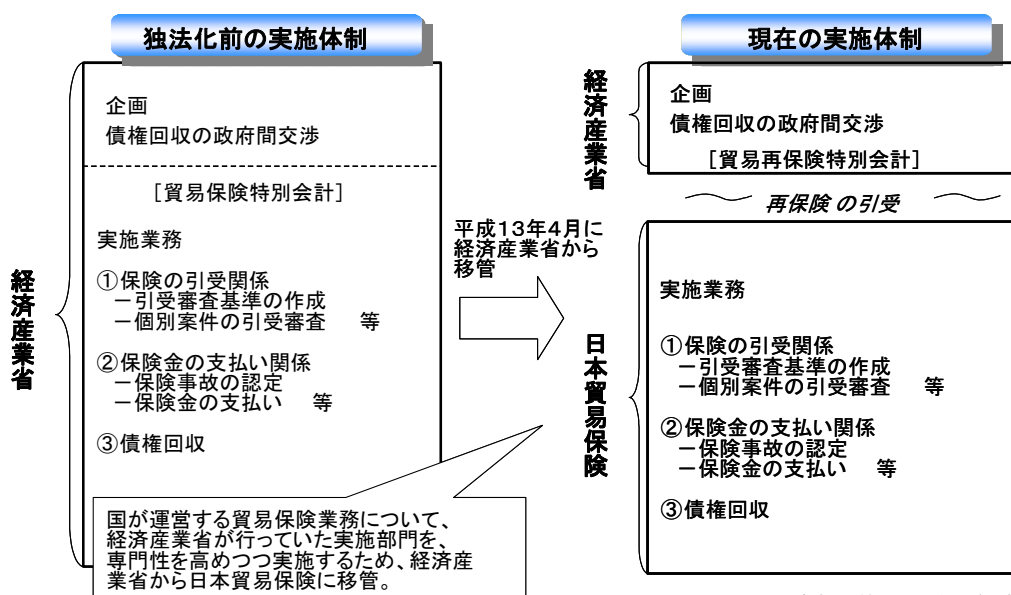
過去の保険事故案件

| | 発生事由 | 保険金支払金額 | 回収状況（金額） | 回収期間 |
|------------------------|---------------------|---------|----------|-----------------|
| 中南米累積債務問題 （83年～93年） | 通貨危機 （公的債務繰延） | 約3500億円 | 約4900億円 | 24年 （ほぼ回収終了） |
| 湾岸戦争の影響 （91年） | 戦争 （公的債務繰延） | 約3400億円 | 0億円 | （回収未開始） |
| 旧ソ連崩壊 （92年～01年） | 通貨危機 （公的債務繰延） | 約2000億円 | 約2294億円 | 14年 （回収終了） |
| アジア通貨危機 （01年～04年） | アジア通貨危機に端を発した債務者の破産 | 約500億円 | 約219億円 | 6年 （一部未回収） |

（資料）第1回 貿易保険小委員会 資料3

我が国の貿易保険の実施体制は、昭和25年の創設以来、経済産業省が直接保険事業を実施してきたが、経済環境の変化等に対応し、貿易保険の事業を効率的かつ効果的に行うことを目的として、平成13年4月に国（経済産業省）から実施部門を分離し、独立行政法人日本貿易保険が創設された。日本貿易保険は、貿易保険の実施機関として、リスク度合いや政策的意義を勘案しつつ、保険の引受、保険金の支払、債権回収等の業務を実施する一方で、国は、日本貿易保険から再保険を引き受けるとともに、前述の政府間交渉の場等において、日本貿易保険と共に債権回収を実施しており、一体的な事業運営がなされている。

図3. 貿易保険の実施体制



（資料）第1回 貿易保険小委員会 資料3

貿易保険は、通商政策や資源政策等を効果的に遂行する上で国の重要な政策ツールとしての役割を担っており、最近の引受においても資源の獲得をはじめとして、日本企業の海外進出支援、イラク復興支援、中小企業の輸出支援やアジア等との経済連携の強化等、様々な政策分野において貢献している。

例えば、資源獲得については、昨年4月に「資源エネルギー総合保険」を創設し、資源の安定供給に資するプロジェクトの支援を行っている。また、日本企業の海外展開支援については、激しい国際競争の中で成長著しいアジア諸国や産油国等へのリスクの高い大型投資案件等の引受を積極的に行っている。さらに、中小企業の輸出支援については、「中小企業輸出代金保険」を創設し、手続きの簡素化やファイナンスに関するワンストップ化などに取り組んでいる。

(参考1) 貿易保険による最近の引受案件

(1) 資源の獲得 - 資源エネルギー総合保険の創設

・カザフスタン／ウラン鉱山開発プロジェクト (平成19年8月保険契約締結、引受枠約600億円)

平成19年4月、甘利経済産業大臣が率いる官民ミッションによるカザフスタン往訪時に、日本貿易保険とカザフスタン国営原子力公社との間で、同公社に対する引受枠5億ドル(約600億円)の設定に関する協定を締結し、同協定の下、ウラン鉱山開発プロジェクトに関し資源エネルギー総合保険の付保。平成26年以降、同鉱山のウラン生産のうち、本邦企業が年間2000トン(現在の我が国の総需要の約20%に相当)の引取権を取得。

・マダガスカル／ニッケル鉱山開発プロジェクト (平成19年9月保険引受内諾)

ニッケル等の開発・精錬を行うプロジェクトについて、住友商事が日加韓共同で行う投資2.5億米ドル(約300億円)に対し、資源エネルギー総合保険の付保予定。平成22年以降、同鉱山から我が国に最大年3万トン(現在の我が国の総需要の約13%に相当)のニッケル引取を予定。

・ヴァーレ(旧リオドセ)との協力関係 (平成20年1月協力協定、5月覚書締結)

平成20年1月、日本貿易保険と鉄鉱石生産世界第1位、ニッケル同第2位など世界有数の資源メジャーであるブラジルのヴァーレ(旧リオドセ)社との間で、資源開発における情報交換等を内容とする協力協定を締結。その後、5月には上限20億米ドルの保険引受枠を定めた覚書を締結した。今後、これにより、両者共同で資源開発プロジェクトを推進予定。

(2) 日本企業の海外進出支援

・台湾新幹線プロジェクト (平成13年保険契約締結)

三井物産等日系企業7社が受注した台湾高鉄への新幹線車両システム等の輸出について、貿易一般保険を付保(輸出金額総額約2700億円)。また、軌道敷設契約に関しても貿易一般保険が付保されている(約2000億円)。平成19年1月に開業。

・サウジアラビア／ラービグ石油化学プラントプロジェクト (平成17年10月～18年5月保険契約締結)

住友化学が拠出する資本金等に対し、引受期間 最大10年、引受額 22億米ドル超(約2500億円)の海外投資保険等の引受を実施。

- ・中国／江蘇省南通市紙・パルプ工場新設（平成 19 年 7 月保険引受内諾（一部は契約済み））
王子製紙が南通市に設立する紙・パルプの新工場へ拠出する資本金に対し、引受期間 5 年、引受額 8.2 億米ドル（約 1000 億円）の海外投資保険等の引受を実施。政府と一体となって中国における大型投資の保護を図るもの。

(3)イラク復興支援

平成 15 年 5 月の戦争終結後、復興支援を行う観点から国際的枠組みに基づき、一定の条件の下で一部貿易保険の引受を再開したところ。具体的には、発電所や病院のリハビリなどこれまで 20 数件の案件を引き受けている。

(4)中小企業の輸出支援

平成 17 年 4 月に中小企業の輸出ニーズに合わせた専用の「中小企業輸出代金保険」を創設。申込み手続きの簡素化、保険申込みと質権設定・銀行融資申込みのワンストップ化等を図っており、平成 18 年度の引受実績は 278 件。

(5)アジア等との経済連携強化

・再保険協定の締結

我が国企業の国際的な事業展開に伴うリスク管理ニーズの多様化に対応するため、各国の輸出信用機関との協力関係を構築。

再保険協定締結先の例：平成 16 年 4 月 シンガポール輸出保険機関（E C I C S）
平成 18 年 6 月 マレーシア輸出信用機関（M E X I M）

・アジアボンドの引受

アジアにおける現地通貨建債券市場育成のため、平成 16 年度より日系企業等のアジアボンドの引受を開始。

・ムバダラ開発との協力協定（平成 20 年 1 月協力協定締結）

平成 20 年 1 月、日本貿易保険とアブダビ首長国国営の国際投資会社であるムバダラ開発との間で、情報交換等を内容とする協力協定に合意。今後、ワークショップの開催などを通じ、アジア等の第三国への共同投資プロジェクトを推進する予定。

・I C I E C との協力協定（平成 20 年 5 月協力協定締結）

平成 20 年 5 月、N E X I と I C I E C（イスラム投資・輸出保険機関）との間でアフリカ諸国との経済情勢に関する情報交換、具体的な貿易投資案件についての協力や再保険を内容とする協力協定を締結。

(貿易保険を巡る環境変化)

世界的に資源獲得競争が激化する中で、我が国においては石油や鉱物資源等の安定供給の確保が国益上重要性を増している。また、地球環境問題が世界的な課題となっている中で、優れた環境・省エネ技術等の海外展開を促すことが、我が国の国際的責務となっている。さらに、航空機や原子力関連事業など、海外展開に当たって極めて高いリスクを有する事業の実施については、我が国においても国がリスクカバーを行うことが求められている。このような環境変化の中で、貿易保険においては、国家戦略と一体となった運営が益々重要となっている。

また、経済のグローバル化が進展する中で、金融技術の高度化等に伴い、我が国企業の取引形態やリスクも変化しており、貿易保険においては、経営のスピードや柔軟性を向上させるとともに、取引形態等の変化に対応し保険商品を見直すことが求められている。

一方で、サブプライム問題の世界経済への波及に見られるように、世界的にリスクの高度化・広範化が進む中で、こうした貿易保険サービスの提供に当たっては、これまで以上にリスクマネジメントの一層の充実を図るなどガバナンスを強固にすることが必要条件となっている。

日本貿易保険はこれまでも独立行政法人化により、専門性を高め、サービスや効率性の向上を図ってきたところであるが、こうした環境変化を踏まえ、貿易保険の業務実施に当たり、これまで以上に、政策ニーズへの機動的な対応や、経営のスピードや柔軟性の向上に加えて、リスクマネジメントなどのガバナンスの強化が求められている。

3. 貿易保険制度の見直しの基本的な方向性

貿易保険制度の基本的意義や最近の環境変化を踏まえると、貿易保険制度の在り方を検討するに当たっての基本的な方向性は、以下のとおりと考えられる。

- ① 貿易保険の実施部門である日本貿易保険の在り方については、貿易保険の意義を踏まえ、政策的効果の発揮に必要な国の関与を担保しつつ、経済のグローバル化等経済環境の変化に対応するために、会社法の法的枠組を活用することで、ガバナンスの強化を前提として、経営の自由度の確保により経営のスピードや柔軟性を高め、サービスや効率性の一層の向上を図る。
- ② 組織の在り方とともに、貿易保険の運営の在り方についても、国の政策ニーズ、企業の取引形態等の変化、民間参入の状況を踏まえ、政策的効果の発揮やユーザーに対するサービスの向上を図るため、制度の見直しを行う。

4. 全額政府出資の特殊会社化—日本貿易保険の組織の在り方について

(株式会社化についての基本的な考え方)

昨年、独立行政法人の見直しにより、経営の自由度と効率性を高めるため、日本貿易保険の全額政府出資の特殊会社への移行が決定された。(「独立行政法人整理合理化計画」平成19年12月24日閣議決定)

貿易保険を国の事業として位置づけ、その資本金の全額を政府が保有するとともに、政策的効果を発揮するために必要な国の関与を担保することを前提として、業務運営を行う日本貿易保険については、基本的に会社法の法的枠組みを活用することにより、強固なガバナンスの下で、経営の自由度を確保し、サービスや効率性を高めるものであり、貿易保険制度の見直しの基本的方向性に適合するものである。

特殊会社化についての当該決定に際して、官房長官、経済産業大臣、行政改革担当大臣の3大臣間で、会社の株式の政府による常時全額保有、政策との連携確保のための経済産業大臣による指揮監督、会社法に基づく意思決定を基本とすること等が、確認された。

(ガバナンスの強化)

ガバナンス強化の具体的な内容としては、①外部ガバナンスの強化、②リスク管理及び内部統制の整備、③情報開示による透明性の確保が重要であり、それぞれについて、以下の取組を着実に実施することが求められている。

- ① 外部ガバナンスの強化については、独立行政法人における第三者評価委員会のように有識者委員により定期的に業績結果について評価するシステムではなく、会社に対してより直接的な形で権限と責任を有し、環境変化に対応した機動的な対応を可能とすることが重要との観点に立ち、会社法の法的枠組である外部役員を基本として行うこと。

なお、外部役員の活用の在り方については、日本貿易保険の組織規模、費用対効果にも十分留意しつつ、外部ガバナンスが実効的に機能を発揮する体制となるよう検討されるべきである。

- ② リスク管理及び内部統制の整備については、専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、会社法の趣旨に従って業務の効率性・有効性や法令順守等の担保も含めた内部管理体制の一層の充実を図ること。

- ③ 情報開示による透明性の確保については、企業会計基準に基づく財務諸表や各種経営指標を分かりやすく開示することはもとより、貿易保険の政策的意義や長期間に亘る収支相償等の特性について十分に説明し、業務運営に対する国民の理解を図ること。

(経営の自由度)

日本貿易保険は、国から運営費交付金等の財政支援を受けている他の独立行政法人とは異なり、保険料収入による受益者負担の下で経営されている。このため、特殊会社化により、政策的効果の一層の発揮やサービス、効率性の向上を図るに当たっては、既に述べたようなガバナンスの強化を前提としつつ、一定の経営の自由度を認めることが適切である。

経営の自由度の向上の具体的な内容として、以下の措置が挙げられる。

- ① 業務運営については、国の財政健全化の観点から人員やコストの一律的な削減目標を課すのではなく、効率性の観点から民間の経営管理手法の導入やインセンティブの付与を可能とすること。
- ② 商品設計に関して、経営者による機動的な意思決定を可能とするため、法令等による規律を可能な範囲で簡素化すること
- ③ 職員の給与水準について、民間金融機関等からの中途採用を円滑に実施し、組織の専門性を高める必要性に鑑み、十分に説明責任が果たされることを前提に、各職員の能力に応じた相応の水準の設定を認めること。

(日本貿易保険に対する国の関与)

特殊会社化後の日本貿易保険に対する国の関与については、貿易保険は国の事業であるため、国は日本貿易保険に対し、株主（出資者）として定款や会社の枠組を決定するとともに、政策的効果を発揮するために必要な関与を行う必要がある。その上で、業務運営については、会社法に基づく意思決定の下で効率的、機動的な経営が行われるよう日本貿易保険に委ねることが重要である。

5. 貿易保険の運営の在り方について

(国の政策ニーズへの機動的な対応)

貿易保険が国の政策ツールとして効果的に機能するためには、通商政策や資源政策等を担う経済産業省が政策的な観点から必要な関与を行うとともに、政策的なニーズを踏まえ日本貿易保険が保険の商品設計や引受等において機動的に対応し、経済産業省と日本貿易保険が一体となって政策目的の実現を図ることが重要である。

具体的な国の政策ニーズはその時々々の環境等によって変化するため、両者の間で円滑な情報共有を担保するとともに、制度設計においては機動的な対応を可能とするよう留意することが必要である。

なお、今後の対応としては、以下の課題に重点的に取り組むことが期待される。

- ① 資源を巡る国際競争が激化し、資源ナショナリズムが台頭する中、我が国経済の持続的な発展にとって必要不可欠な資源獲得を引続き支援すること。
- ② 地球環境問題に対応するため、地球環境保険を創設し、我が国の環境・省エネ技術等の海外展開を促すこと。
- ③ 航空機や原子力産業などの戦略的な海外展開について、引受・審査体制の強化等を通じて支援すること。

(取引形態等の変化に応じた保険商品の見直しと国の規律の簡素化)

さらに、ユーザーからは、保険商品について、企業の取引形態やリスクの変化に応じ柔軟かつ迅速な対応を行うことが要望されている。

例えば、企業活動のグローバル化が進む中で、貿易や投資については、第三国（及び現地子会社）を経由する取引や、ストックセールスのように輸出時に最終輸入者が確定していない取引形態が増加していること、また、リスクについては、忍び寄る収用のように完全に操業停止を伴わないリスクが認識されていることなどへの具体的な対応が求められているところである。

これらユーザーからの要望については、ユーザーに対するサービスの向上を前提としつつ、まず、①諸外国の制度とのイコールフットィングの確保や、我が国法制及び国益との整合性を勘案しつつ、これらの要望について個別具体的に検討することが求められる。

加えて、②経営の自由度を高めるという特殊会社化の趣旨も踏まえ、今後の新たなニーズにも柔軟かつ迅速に対応できるよう、商品について、可能な範囲で法令等による規律の簡素化を検討することが必要である。

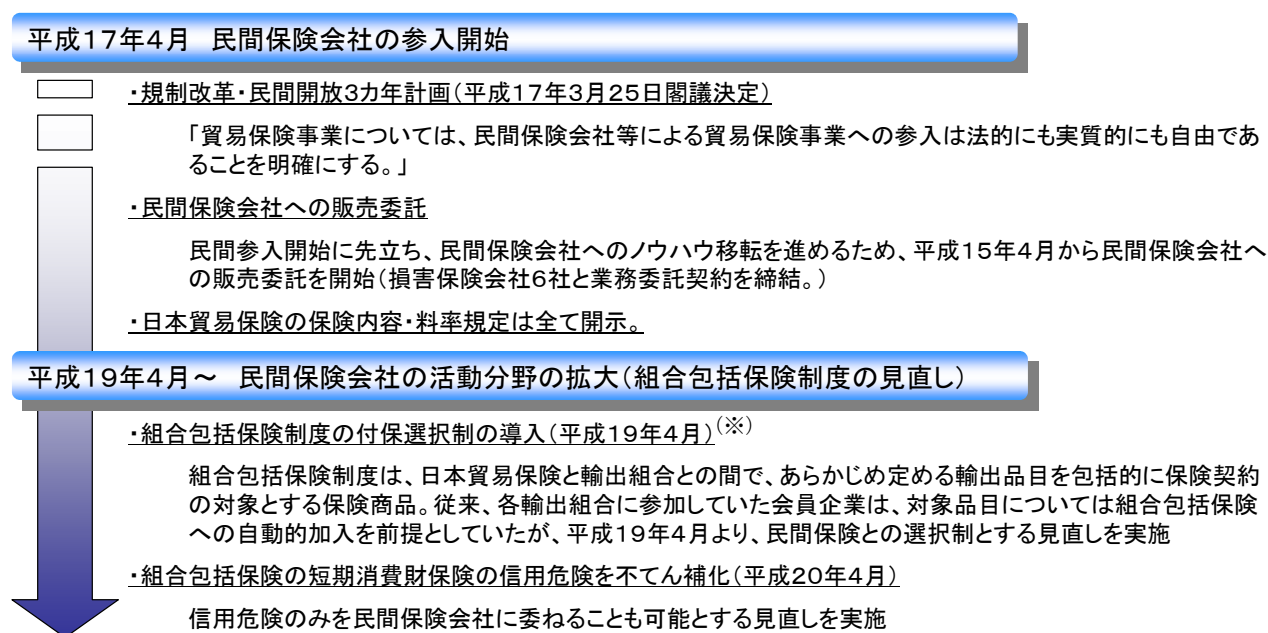
また、保険商品の見直し等を検討するためには、日本貿易保険が情報を蓄積し、分析能力を高めていくことが必要であり、そのためには相応のシステム投資を行うことが重要である。

(民間参入促進に向けた制度環境の整備)

貿易保険関連分野における民間保険会社によるサービス提供については、平成17年4月より開始され、これまで政府としては、包括保険の付保選択制の導入^(※)など必要な制度改正に取り組んできたところである。

現在、民間によるサービス提供に対する国の規制は存在しておらず、先進国向けの短期取引分野等を中心に民間による保険サービスの提供が徐々に拡大しており、ユーザーの選択の幅の拡大を通じて貿易保険全体のサービス向上に繋がっている。

図4. 貿易保険分野における民間によるサービス提供機会拡大に関する取組



(第1回 貿易保険小委員会 資料6)

図5. 貿易保険分野における民間によるサービス提供の現状

参入状況

| 年度 | 参入社数 | 販売実績(対前年度比) |
|------------|------|--------------------|
| 平成17年度 | 8社 | 約5億円(—) |
| 平成18年度 | 10社 | 約19億円(約3.8倍) |
| 平成19年度(上期) | 11社 | 約13億円(約1.4倍(年度換算)) |

- ・現在参入企業は、日系5社、外資系6社。日系企業の多くは海外の営業基盤や顧客情報を有する外資系と提携。
- ・日本の市場規模は、順調に成長しているが、歴史的に取引信用保険が発達してきた欧州市場等に比べると規模は極めて限定される。欧州の民間取引信用保険(国内・海外含む)は大手3社(ユーラーヘルメス、コファース、アトラディウス)の寡占状態であるが、市場規模は4000～5000億円。米国は、600～1000億円と言われている。

しかしながら、我が国における民間によるサービスの提供は、徐々に増加しているものの、依然として質・量ともに限定的な状況にある。このため、ユーザーからは、官民による事業分野の画一的な線引きに対する強い反対が示されている。また、諸外国の制度においても、民間取引信用市場が発達した欧州以外は、国のサービス提供範囲に制限を設けていない。

したがって、現時点としては、国が特定の分野から撤退することは適当ではなく、貿易保険サービスの安定的な提供の確保に留意しながら、民間によるサービス提供機会の拡大を通じて、官民全体によるユーザーに対するサービスの向上につながるよう、以下のような制度の導入・見直しを行うことが適当である。

- ① 日本貿易保険と民間損保の協調保険・共同保険の実施（窓口の一元化を含む）
- ② ユーザーニーズを踏まえた保険商品の見直し

なお、保険商品について細分化等の見直しを進めるに当たっては、サービスの一体的提供による取引コストの低減やリスク分散といったメリットが失われる可能性があるため、ユーザーに対するサービス水準が全体として低下することのないように留意する必要がある。

また、一部民間損保からは、国や日本貿易保険が民間から再保険を引き受けることについて要望がある。

しかしながら、民間で対応可能な分野については民間再保険に委ねることが適当であり、当該分野に国が関与することは民間再保険市場の発展を妨げることになることに加えて、協調保険・共同保険でも再保険と同様の効果が得られると考えられることなどから、その是非や必要性について、なお慎重に検討を行うことが適当と考えられる。

6. おわりに

貿易保険は、貿易立国である我が国が国際競争力を維持・強化する上で重要な政策ツールであり、特に、資源の安定供給の確保や地球環境問題等の政策課題に対応する上で、その政策的役割は益々重要となっている。

このため、本取りまとめを踏まえた制度の見直しが早急に行われることを通じて、貿易保険が環境変化に柔軟かつ迅速に対応し、より一層の政策的効果を発揮するとともに、サービス・効率性の向上が実現されることを強く期待する。

以上

産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会
委員名簿

(委員長)

佐々木 幹夫 三菱商事株式会社 取締役会長

(委員)

雨宮 寛 東京海上日動火災保険株式会社 常務取締役
安念 潤司 中央大学法科大学院 教授
岩村 充 早稲田大学商学研究科 教授
江川 豪雄 三菱重工業株式会社 代表取締役副社長
大前 孝雄 三井物産株式会社 常務執行役員プロジェクト本部長
翁 百合 株式会社日本総合研究所 理事
小幡 純子 上智大学大学院法学研究科 教授
梶川 融 太陽A S G 監査法人 総括代表社員
川村 嘉則 株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員
鳶 信彦 ジャーナリスト
首藤 恵 早稲田大学大学院ファイナンス研究科 教授
山下 友信 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
横田 絵理 慶應義塾大学商学部 教授

(敬称略・五十音順)

産業構造審議会貿易経済協力分科会貿易保険小委員会
審議経過

第1回 平成20年4月14日（月）14：00～16：00

- 委員の紹介
- 審議会の公開等について
- 貿易保険の今後のあり方について

第2回 平成20年5月8日（木）13：30～15：30

- 第1回貿易保険小委員会の議論の整理
- 民間保険会社からのヒアリング
- ユーザー業界からのヒアリング

第3回 平成20年5月29日（木）14：00～16：00

- 取りまとめ骨子（案）について

第4回 平成20年6月20日（金）15：00～17：00

- 中間とりまとめ（案）について

パブリックコメント募集

（平成20年6月 日 ～ 平成20年7月 日）

- 貿易保険小委員会中間とりまとめ（案）に対する意見公募